

大谷木村の秣場争論

東京都羽村市 山口正義

ついては全文を載せ、大方のご批判を御願いするものである。

一章、はじめに

化政期に書かれた「新編武藏風土記稿」の大谷木村の記述の中に、『秣場 村の西方にあり、十五萬坪餘の地なり、小田谷・長瀬・前久保・馬場五村入會の秣場なり』、との記述がある

が、風土記稿に秣場のことが項目として説明のあるのは珍しい。十五万坪は単純計算すれば五十町歩だが、「毛呂山町史」（以下、町史）によれば『寛延頃、大谷木・瀧野入・阿諱訪・権現堂の四ヶ村の中に百町歩を超える秣山があつた』ともある。数字の比較はともかく、相当広い秣場があつたということであろう。

近世、秣場を巡つては各地で、そして近隣でも、争論（出入、騒動）が頻発している。毛呂山で言えば大類や苦林が関係した赤沼（鳩山）入会争論（寛文五年）と、大谷木村を中心とするものとがあるが、本稿は後者について述べるものである。

この争論については町史に五頁に渡つて既に記述があるが、新たな史料を追加して秣場争論を具体的に述べてみたい。新たな史料とは大岡越前守下知の請証文（個人蔵）と、筆者の実家の古文書（山口家文書と仮称）である。

この小論の執筆動機は、実家に遺つていた古文書を何とか読みたいと思つたこと、そして大谷木の歴史が少しでも理解できればとの思いによる。しかし、歴史の門外漢が長文の複雑な内容の古文書に挑戦するのは無謀の譏りを免れず、記述の不備については申し訳ないことでもある。その意味で原文の解説文に

秣場とは、村人が生活するための家畜の飼料・田畠の肥料・屋根の萱・燃料の薪炭などを得るために村内あるいは村間で共同で利用する山野をいう。入会ともいわれる。この秣場について、文献（1）は大谷木の例を上げてより具体的に次のように述べている。

『大字大谷木に小字大平（おおひら）といわれる地名がある。秩父山系の一部が舌状の支尾根となり、ほぼ東西に位置し尾根境に北は大字阿諱訪に隣接する広大な山林地帯である。従つて、この広大な山林を管理する便宜上、大平1号から大平4号まで分割管理されていた。江戸時代は、幕府直轄支配の土地であったが、定まつた賦役を負担することにより、地域住民がその地上権を共同利用する、いわゆる「入会権」が幕府から公認されていた「秣場」であった。秣場とは地域住民が肥料（落葉）燃料（薪炭）飼料（牛馬のかいば）建築用材、生活用材、萱等を採取する共有地的性質を有する土地で、入会権はその利権を有する地域住民の最大の権利である。従つて、秣場入会権を持つことが地域住民の生活基盤の第一であつたことは言を待たない。広大な大平秣場は、1号から3号までが地元旧大谷木村で入会権を有していたが、4号は旧長瀬村、前久保村、小田谷村、平山村等が共有の入会権を持つていた。』

ここで言う秣場の入会権を持つことが住民の生活基盤の第一であったことは、争論が頻繁に発生していることからもわかる。しかもこの争論は後に見るように、秣場のある地元と入会権を

持つ入会村の争いだけでなく、地元村内で幹部と百姓の対立があつたりしていく複雑である。また秣場の大平何号という名前が何時頃付けられたかは不明だが、後述の史料の中には秣場の場所を特定するは用語はあまり出て来ないだけに参考になる。

ところで、毛呂山周辺の林場争論の事例を各市町⁽²⁾から拾つてまとめよう。下表に示す。

表では便宜上特徴を「秣場の利用権を巡る争論」「秣場の新田開発（新開）を巡る争論」「秣場の境界を巡る争論」に分け、且つ「村間」か「村内」かにも分けた。少々粗雑だが、この分類が取りも直さず秣場争論の一つの特徴を現していると思える。年代的には十七世紀半ばから十八世紀半ばまでの例であるが、実際は同じような争論が何回となく繰り返され、十九世紀半ばまで続いている例もある。

争論は時として地頭所の裁決だけではなく、幕府の評定所の裁判となることもある。その裁決文は論所の大絵図の裏に書かれるので、「裁許絵図裏書」として当事者に交付される。鳩山町の寛文五年や延宝七年の裁許、それに飯能市の元文四年の裁許はそのような例であり、市町史の写真を見ると大絵図のようである。本稿で述べる享保元年の裁許もそのような例である。

なお、本稿で使用する史料を次に示す。③と④の間は百年にも及び、実際にはもつと多くの争論があつたと思われるが史料の入手ができなかつた。

①享保元年（一七一六）裁許裏書（資料館史料及び町史）
②元文三年（一七三八）「差上申御證文之事」（個人蔵）

- 3/38 -

毛呂山周辺の秣場争論の事例（各市町史より）

三章、享保元年の林場争論裁許

最初の史料は享保元年の林場争論の裁許（絵図と裏書）である。この史料は町の歴史民俗資料館に保管されており、拝見させて頂いたとき、 $251\text{ cm} \times 149\text{ cm}$ の大きさのカラフルな大絵図と、裏書の一文字 5 cm 四方位ある迫力ある文字に大いに驚いた。大絵図には、「権現山切畠新発五反九畝廿九歩四拾八筆」「あすわ坂下ニ切畠武畝八歩武筆」「打越下切畠開式反拾六歩拾七筆」「ゑひ坂切開畠廿五歩四筆」「長を称下ニ切畠武畝拾武歩四筆」のように地名畠種別面積それに筆数が、また「百姓持山之内」とか人家の記号がこと細かに書かれている。これは後述の朝倉半九郎手代によるものである。

しかし残念ながら筆者には大絵図をよく見ても、現在との位置関係が今一つはつきりしない。また林場などの境は赤い線で描かれていると思われるがやはり現在との対比は難しい。裏書は享保元年九月五日付けで、勘定奉行四名、町奉行三名、寺社奉行四名の名が省略形で記されている。なお、裏書の下の方には天保八年（一八三七）の日付で、「享保元丙申年九月五日被成御渡候四ヶ村入会林場絵図面大谷木村ニ有之候、本紙寫取相渡置者也」とあり、同年に写し取つたものであることがわかる。町史には裏書の解説文のみが掲載されているが、若干の誤読もあり少し分かりづらいので概略内容を次に述べ、章末に全解説文を掲げる。

長瀬村・小田谷村と大谷木村・権現堂村との林場論の事。長瀬村・小田谷村の訴えの内容は、前々から大谷木山へ入会で薪や木を採っていたが、この度大谷木村は入会を拒む旨を言い出した。大谷木村の言い分けは、山内の内野（入会をしない

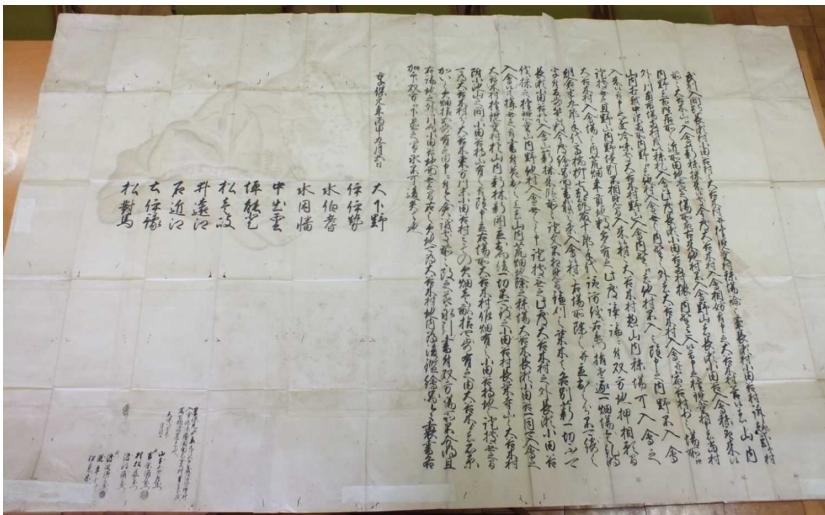
場所）は百姓の住む家の近くで田地の養いの場所であり、昔から他村を入会しなかつた。野山は長瀬・小田谷が入会で薪取りに来たり、他に川角・市場両村も林場を以て入会している。この度長瀬・小田谷両村は猥に内野迄入つて来ているという。なお権現堂村が言うには、山内の打越・中沢両所の内野へは他村の入会は無く、内野の外は大谷木村の入会並びに宿谷村の一部の場所へ入つて来ているという。吟味した処、大谷木村の野山の内野へは他村は入らないと言つても、その証拠は無く、且つ野山の内野の境は見えない。大谷木村入会場には荒畠年貢地が数多くあり、此度争論になり双方地押（面積のみの調査）を願い出たので、朝倉半九郎手代高橋柳七等を派遣して逐一畠場を明らかにし、字付の反歩（面積）と筆数を絵図面に書き載せ、次の様にする。
・入会の村々（長瀬・小田谷）はこれらの場所を除いた分と立出の分（植林して広げた分）には関与してはならない。
・長瀬・小田谷は入会山の鎌で刈れる柴木は例外的に許し、薪一切伐り採りをしてはならない。
・権現堂山の内野は、この度大谷木村の他長瀬・小田谷が入会になるのは構わない旨の書付を差出したので、山内の荒畠地除の林場は大谷木・長瀬・小田谷一同の入会とする。
・大谷木村・権現堂村の山内に於ける新林新開地の立出は向後一切致さないこと。
・小田谷村長栄寺山と大谷木村附の小池山の間にある（大谷木村の）作畠は大谷木村分とする。
・大谷木東方の川下の小田谷村御園（小字名）に欠畠一畝十四歩有るという欠地は大谷木村地内とする。
後の鑑として、絵図に裏書きし各おのの加印し双方へ渡すので、

永く違失してはならない。

この享保の裁許のことは後に述べるように、百三十年以上経った弘化二年や安政元年、安政四年の史料の中でも適用されるようになってくるので、生活上に及ぼした影響が伺え、重要視されていたことがわかる。



享保元年裁許大絵図（毛呂山町歴史民俗資料館蔵）



享保元年裁許裏書（毛呂山町歴史民俗資料館蔵）



大谷木の地図（権現山、御園、石原ヶ谷戸、海老ヶ坂、打越、中沢などは古文書に出て来る地名。
なお、大平1～4号は「毛呂山町観光ガイドマップ」に依った）

武州入間郡長瀬村小田谷村与大谷木村并權現堂村秣場論之事。長瀬村小田谷村訴趣、式ヶ村前々大谷木山江入会薪株採來候處、今度大谷木村入会相妨旨申之。大谷木村答候者、山内内野者百姓居所之近所田地養之場所故、古來他村不入会。野山者長瀬小田谷入会秣取來候外ニ、川角市場両村茂以秣札入会候處。此度長瀬小田谷両村猥ニ内野迫入候旨申之。權現堂村申者、山内山内打越中沢両所内野江者、他村入会無之、内野之外者大谷木村入会并宿谷村少之場所江入來候旨申之。遂吟味處大谷木村野山入会内野江者他村不入与雖レ申リ之、内野不入会證拠無之、且野山内野境別不相見間、入來候村々大谷木村惣山内秣場可入会之。

大谷木村入会場之内、荒畠年貢地數多有之、此度諍論ニ付、双方地押相願間、朝倉半九郎手代高橋柳七、都筑藤十郎手代諍訪儀右衛門指遣、逐一畠場令糺明字付反歩筆數今度繪図面書載之条、入会候村々右場所除之并立出之分不可綺之。

長瀬小田谷於入会山薪採來段、前々證文不相見間、鎌刈之柴木者各別薪一切不可伐採之。權現堂山内野他村入会無之と申證拠無之、此度大谷木村之外長瀬小田谷入会候共構無之旨書付差出之上者、山内荒畠地除之秣場大谷木長瀬小田谷一同可入会之。

大谷木村權現堂村於山内新林新開立出向後一切不可致之。小田谷村長榮寺山と大谷木村附小池山之間ニ小田谷持山有之旨雖申立、右場所大谷木村作畠有之、小田谷持地之證拠無之間、可為大谷木村分。大谷木東方川末小田谷村ミその欠畠壹畠拾四步有之由、大谷木占者石原がいと欠畠拾五步有之由申ニ付令僉儀處、前々改之節永引書付双方場所不分明、且加印双方江下置之間、永不可違失者也。

享保元年丙申九月五日 大下野 伊伊勢 水伯耆 水因幡 中出雲 坪能登
松 壱岐 井遠江 石近江 土伊豫 松対馬 (注)

享保元丙申年九月五日被成御渡候四ヶ村
入会秣場繪図面大谷木村ニ有之候、本紙

寫取相渡置者也

天保八丁酉年四月朔日

山本五郎左衛門

掛 吉原弥左衛門印
渡辺郷右衛門印
村松莊右衛門印

瀧 平十郎

伊東忠藏印

享保元年裁許裏書の解読文
(レ点句読点等は筆者。人名は実際は一名宛横に展開されている)

(注)

「大下野」は大久保下野守忠位(勘定奉行)、

「伊伊勢」は伊勢伊勢守貞勅(勘定奉行)、

「水伯耆」は水野伯耆守守美(勘定奉行)、

「水因幡」は水野因幡守時春(北町奉行)、

「坪能登」は坪内能登守忠順(勘定奉行)、

「中出雲」は中山出雲守定鑑(南町奉行)、

「松壹岐」は松野壹岐守助義(北町奉行)、

「井遠江」は井上遠江守正長(寺社奉行)、

「石近江」は石川近江守総茂(寺社奉行)、

「土伊豫」は土井伊豫守利意(寺社奉行)、

「松対馬」は松平対馬守近禎(寺社奉行)

「(日本史広辞典) (山川出版)卷末付録より」

は林畠化を認めない判断を行つたことが述べられている。入会村の具体的な主張は見えて来ないが、「阿諱訪瀧野入山林場入会」として小田谷・

第四章 元文三年の大岡越前守の下知と寛政二年の表定
次の史料は元文三年（一七三八）の「差上申御證文之事」で、
大岡越前守（当時、寺社奉行）が下知（裁定）したものに対する
受（請）証文である。宛先は
「田中久蔵様御役所」となつ
ている。田中久蔵は大岡越前
守の下で武藏国之内三万五千
四百七十石余の地を支配した
人物と言われる。内容は、大
谷木村など四村が林畠
にしたいと申し出たことに入
会村が反対し、役所（奉行所）

大名木・梅垣堂・阿諱詔・蒲野ノ木の入会秋山のことは地元村々より林畠にしたいと申し上げていたが、当二月中に見分した処、嶮岨の場所なので、（入会村は）株錢一反に付き三文づつ差し出し、これまで通り入会の株刈を取る様に言い渡された。が、地元村々は林畠にして取箇（年貢）を一反に付き五文づつ上納したいと願い出した処、双方（地元と入会村）を調査し、書物を以て当八月中、大岡越前守様にお伺いされ、この度命令が出された。林畠にするには難しいといわれ、株錢場にしておき一反に付き永三文づつ、御料私領は高割を以て差し出し、これまで通り村々入会は株刈取りとすべしと今日召出され言い渡され承知した。後日の為、お受証文を差し上げます。

この下知の十一年後寛政二年（一七四九）の林場争論の裁定として、町史には概略次のようにある。

武乃入間引長瀬村小田代村大谷木村并
前大谷木村入金前林抹來山今
内野立前屋町近山田地表之場
外川角市場支村前以林札入金山立前屋
山尚赤城中深志内野立他村入金前

享保元年裁許裏書（部分、毛呂山町歴史民俗資料館蔵）

毛呂・馬場・平山・堀込の村の名主・組頭・百姓代が名を連ね、同様に「権現堂大谷木山秣場入会」として小田谷村、「権現堂山秣場入会」として平沢村、「権現堂大谷木山秣場入会」として長瀬村の各村幹部の名があり、当時の地元と出入の関係がわかる。変わった所では「大谷木野元権現堂山秣場入会」に大谷木村の年寄・組頭らの名前がある。

なお、「大岡越前守忠相日記」の当該時期の個所を見たが裁定の記事は見つからなかつた。受証文の概要は次のようなものである。

開発が計画されるようになり、元文五年には奉行所に願い出た。これを知った入会村の中長瀬・小田谷・毛呂・馬場・堀

米・平山の六ヶ村は林不足等を理由に開発に反対し、今迄通りの林山とし、但し野錢として年貢を納めるこことを主張した。

以来互いにこれを繰返し歩み寄りはできなかつた。

寛政二年春には役所からの検分と事情聴取が行われ、また地元と入会村が案を出し合つた。十二月には勘定奉行から是迄通りの林山にする事などの裁定があつた。なお、地元大谷木村の内五十五人が入会村に同調した。

この内容の内、元文五年に願い出たことなどは、元文三年の受証文と似ている。つまり同じような争論が繰り返し行われていたのであろう。なお元文三年の受証文の原文の解説を次に示す（句読点、ルビは筆者）。

差上申御證文之事

一 武州入間郡大谷木権現堂阿諱訪瀧野入村入会

林山之儀、地元村々林畠ニ御願申上候ニ付、当二月中

御見分之上、嶮岨之場所ニ有之間、林錢壱反ニ付

三文宛差出、前々之通り入会林苑取候様ニ被仰渡

候處、地元村々林畠ニ仕立御取箇壱反ニ付五文

宛上納仕度段達而奉願候ニ付、双方御吟味

書物一件ヲ以當八月中 大岡越前守様ニ御窺

被仰上候處、此度御下知相済候處、林畠御高入ニハ

難被仰付候間、林錢壱ニ致置壱反ニ付永三文宛

御料私領高割ヲ以差出、前々之通村々入会林苑取可申段今日被召出被 仰渡承知奉畏候

為後日御受證文差上申処仍如件

同国同郡

仙石宋女知行所小田谷村

名主清左衛門印

組頭伊右衛門印

百姓代善兵衛印

阿諱訪瀧野入山林場入会

同国同郡

仙石宋女知行所毛呂村

名主治右衛門印

組頭八郎右衛門印

百姓代治左衛門印

右同断

同国同郡 三枝兵庫知行所平山村

名主武兵衛印

組頭儀左衛門印

百姓代五左衛門印

権兵衛印

右同断

同国同郡 三枝兵庫知行所平山村

名主武兵衛印

組頭儀左衛門印

百姓代五左衛門印

右同断

同国同郡 河野備後守知行所堀込村

名主平右衛門印

組頭小右衛門印

百姓代与五右衛門印

権現堂大谷木山林場入会

同国同郡

田中休蔵支配所小田谷村

名主伊左衛門印
組頭与五右衛門印
百姓代市左衛門印

大谷木野元權現堂山林場入会

同国同郡

右同人支配所大谷木村

年寄次郎右衛門印
組頭五兵衛印

同断伝八印
百姓代利兵衛印

田中久藏様
御役所

權現堂山林場入会

同国高麗郡平沢村

名主仁兵衛印
組頭弥右衛門印

百姓代甚右衛門印

權現堂大谷木山林場入会

武州入間郡

久貝因幡守知行所長瀬村

名主武左衛門印

組頭重右衛門印
百姓代八郎兵衛印

元文^{1738年}三午十月十二日

(以下欠損あり)

五章、弘化二年の和解証文

寛政二年の裁定後の次の史料は弘化二年（一八四五）十月廿九日付けの済口（和解）証文である。この間、約百年経過して

いるが、決して争論がなかつた訳ではないだろう。

差草瀬口證文書

この証文は大谷木村小前と村幹部（百姓代）との境

争いで、地頭所へ提出した

済口証文である。この中で

初めて「左文次」の名前が

出て来るが、左文次は後の

争論のきっかけを作ったキ

ー人物でもある。内容は事

細かく記されていて解釈に

苦労する部分もあるが、概

要は次のようなものであ

る。

大谷木村の入会林場にある切畠並に境縁にある通持山の境ははつきりしない場所が多く、林苅取りに差支える。入会村や小前のもの達が境を改めて貰いたく繰り返し談判してきたが、その筋へ伺の上、（享保元年の）絵図面に基づき境を改めようとした処、切畠は勿論、境縁の持山は長年自然と木品が生え立つ所ができ、境はきちんと改めた上、境の外の立木の分は代金にして七分三分に分け、三分は持山切畠を支配しているものに渡し、七分は地元役人が引取ることにした。入会村役人と相談の上（略）話し合いが進み、一同立会つて境を改めようとした処、切畠持山を所持している百姓代の清兵衛他十六人の者達が何の理由があつてか訴え出て、いい加減な説明で地頭所に参上し、境を弛るよう歎願書を差上げ

- 13/38 -

弘化2年の古文書（部分、山口家文書）

た處、聞き入れられず差し戻された。しかし、争論になつては容易でないので、仲裁人が入つて（条件等省略）、双方共違論を言わなきことにした。なお、清兵衛忤の良助はきちんと話し合いもせず訴え出たのは不行届きであり、組頭源兵衛が差添に參上したのは不注意の至りである。差添人名主左文次方へ詫び状を携えて挨拶に行き、憤りが晴れ双方申す事無く示談が成立し、よつて以後境筋は猥にならないよう時々改めるようにする。然る上は右一件について重ねてお願ひすることはあります。後の証の為に連印して和解の証文を差し上げます。

この証文の登場人物は次のようになつてゐる。

訴え側 || 百姓代清兵衛外十六人物代清兵衛忤良助、百姓半七、
組頭源兵衛
差添人 || 同村名主左文次、組頭惣左衛門、同久藏
小前側 || 三拾六人物代百姓茂七、同久右衛門、
仲裁人（扱人） || 阿諏訪村組頭恒八、平沢村中組名主重兵衛、
下組名主新兵衛他

原文の解説を次に示す（レ点句読点ルビ等は筆者）。

差上申濟口證文之事

武州入間郡大谷木村、入會秣場江孕居候
切畠井境縁通持山境筋、不分明之場所多、
秣苅取方ニ差支。入會村方并小前之もの共、境筋相改貰度旨再應懸合御座候ニ付、其御筋江
伺之上、繪圖面江基附、境相改候處、切畠者勿論

境縁持山之儀、年來相立自然与木品生立
候場所相見候ニ付、境筋弥相改候上、境外
立木之分者、代金之積り七分三分ニ相分ケ三分者
持山切畠進退致居候ものへ相渡、七分者
地元役人引取、入會村役人相談之上、
先議定ニ基附、相當ニ割合可レ致筈取
極、尤雜費入用之分者、一同無ニ故障一出金
可レ致筈ニ而示談行届、一同立會境筋相改
候處、切畠持山所持仕候百姓代清兵衛外
拾六人之もの共、何等之含ニ候哉、出訴之
趣投遣之断ニ而
御地頭所様江寵出、境引相弛候様致
度旨、御歎願書差上候所、御取用ニ不相成
願書御差戻相成。乍併右場所境筋
之儀者、御手切之御調ニも難相成、及ニ争論ニ
候而者不容易旨を以、内々御利解、被仰聞
□発迄之立入、阿諏訪村恒八江取扱方
被仰付、精々及ニ懸合ニ候得共、不行届彼
是挽罷罷在候内、外小前共入會村役人ども
出府致し、先議定之振ニ候取計ニ而者、
難渋之旨ニ而既ニ其御筋々江御訴ニ茂
可レ及折柄、平沢村名主重兵衛外老人
扱ニ立入、先議定ニ基附全秣場立木
之分相除、切畠持山地續境外ニ生立候様
仕成候木品七分之儀者五分之積を以、代金
六拾両ニ而扱人方江買受、今般取極候

別紙議定之通取計候上、雜費入用

として相手方一同江差出可レ申候。右木品

者前書代金を以、扱人六人江

讓渡候筈。尤秩場之内自然生立持主無レ

之木品者相除、是迄仕来通之分立入取計

可レ申候。且讓渡立木并三分之木品と茂

来午秋彼岸限、同人其外ニ而不レ残伐拂

元形之通いたし可レ申、且又源兵衛持字

入山地所并同人持字觀音山地所半七

扱字五六地所三筆之儀者、追而帰村之上

扱人ニおぬて得与取調、一同申談之上、難儀

不ニ相成ニ様可レ仕筈取極、就而者未タ境引不レ仕候

場所者、帰村之上今般扱人一同立會

取調、境外木品之儀者矢張先議定之

姿を以、扱人差略ニ任せ双方共違論申

間敷筈。且又清兵衛恵良助儀聴与

懸合も不レ致、出訴致候段全不行届

并組頭源兵衛是以同様之始末差添ニ

罷出候段、不念之至ニ付、名主左文次方江

詫一札を以、及ニ挨拶ニ候上者、憤り相晴双方

無レ申分ニ熟談相整申候、依而者已來境筋

猥ニ不ニ相成ニ様時々相改可申候、然ル上者右一件ニ付

重而御願筋毛頭無レ御座候間、為ニ後證連印

濟口證文差上申處如件

御知行所

武州入間郡大谷木村

百姓代清兵衛外拾六人惣代

右清兵衛恵良助

弘化二(1845年)巳年十月廿九日

百姓半七

組頭源兵衛

差添人

同村名主左文次

組頭惣左衛門、久藏

小前三拾六人惣代

百姓茂七、久右衛門

扱人

阿諱

諱

村

組

頭

恒

八

一橋御領知

同州高麗郡平沢村

中組名主重兵衛、下組名主新兵衛

御地頭所様 御役人中様

六章、安政元年の訴訟取下げ

安政元年(一八五四)八月十三日付けの「乍恐以書付奉願上候」

は、大谷木村小前と名主左文次との訴訟の取り下げの願書であ

り長文である。二年半後の安政三年三月に坂口陳四郎が写したものである。

この訴訟は七年前の弘化四年に提出したものが、勘定奉行の

転役(牧野大和守成綱から池田播磨守頼方へ)で吟味中となつ

てゐるものである。事の起こりは名主佐(左)文次の方的な境

改めから始まる。小前たちは反発し、仲裁人が出て来るがさら

に紛糾する。地頭所に申立てて吟味中に双方理解し和解したが、

なお駕籠訴などに及んでいる。長文のこの内容は事細かく記さ

れていて筋書きの解釈が難しいが、概要は次のようにものである。(駕籠訴＝通行する幕府の大官や大名などの駕籠を待ち受けて直訴すること。違法行為)

百姓の次右衛門たちは次のように言う。村の秣場は居村から離れていて深山谷間嶮岨の場所なので年貢の上納は自由にされてきたので昔から木品を植付け、丹誠を尽して次第に成木になってきた。それなのに村方名主の佐文次は、切畠山受と秣場との境を改めたいと言い出した。御料私領が入り混じる場所で新たな改めは迷惑であり、断つたら紛糾した。左文次は出府の上、境の改めを地頭所からの下知書を申し請けるといって、一同を呼び集め下知書通り境を改めるから、違反のないよう連印して請書を差し出すべきだと厳しく言い出した。

左文次ひとりの申立てであり、下知書を申し請けるのは難しく、境の改めは迷惑であると主張していると、仲裁人がきて入会村々一同立会の上で小前が困らないようにするから受け入れるようにと言われた。ところが対談とは悉く異なつていた。元々仲裁人並びに入会村々と左文次は馴れ合いの上で申し合っていたように見える。左文次は思いのままに間棹で申



安政元年の古文書 (部分、山口家文書)

- 19/38 -

境を引き直し、私共所持地の大木の立木まで秣場へ差し出し、その上大小の立木中央より伐り採り、その伐口に極印し境木と記した。私共の昔からの所持地の過半が秣場へ持つて行かれ、多くの地所が狭くなつた。このような新規の境の引直し、境外の立木を私欲にするのは元より狡猾である。既に境外外に成つた立木は、桶職又は材木渡世のもの達を呼び集め、値段の見積りを行つてある。元の形にするには沢山のお金を差し出すなら勘弁してあげるなどと言うのは、片時も捨て置くことは出来ない。

惣代として良助他一人を出府させ、地頭所へ歎願中、同人共を左文次の仲間に引き入れ、(略) 地頭所へ和解証文差し上げた(筆者注、弘化二年の和解証文のことか)のは全く左文次に欺かれ、私欲の為にこのように処置されでは困窮の小前は暮らしが立たない。享保元年の裁許絵図面の裏書の通りとし、(略) 以来、地所混乱しないように、確かに境を立てて決めた。このことがわかつた上は、双方並びに引合(証人)のもの達においても、いささかも言い分は無い。

一方で次右衛門・助右衛門・八百吉・勇助・文次郎・多兵衛・半七・林蔵・左文次・萬右衛門・惣左衛門・清左衛門・政之助・源兵衛の内、次右衛門・助右衛門・八百吉・勇助は銘々所持の地所秣場境改方について、名主左文次の処置に疑念を持ち、村内與右衛門その外のもの達一同惣代を以つて事情を地頭へ申し立て、吟味中にそれぞれ事柄がわかり熟談し和解したが、尚又あれこれ申し立て、地頭の説得もわきまえず、重役方へ駕籠訴した文次郎、それに左文次・萬右衛門・惣左衛門・清左衛門・政之助・源兵衛は銘々役職をも勤める身分、村内の文次郎他三人所持の地所は、右のような切畠歩(一

筆の田畠の分割なる義を知らずにいたことは、過去の過ちを後悔し、一同地頭へ厚く侘びた。

御吟味下の義は、連印書付を以つて願い奉る処、次右衛門・助右衛門・八百吉・勇助・文次郎・多兵衛・半七・林蔵・左文次・萬右衛門・惣左衛門・清左衛門・政之助・源兵衛義は、前書始末不埒につき、きつくなづけられべく処、御吟味下げを以つて、願いに付御宥免（罪を許す）を以つて一同御叱りを受け、願の通り御吟味御下げるなり承知した。よつて御請証文を差し上げます。

原文の解説文を次に示す（レ点句読点ルビ等は筆者）。

乍恐以書付奉願上候

武州入間郡大谷木村一件之もの共奉申上候、私共一件地頭吟味中

入会村々江相掛候地所之義ニ付、去ル

未年中、牧野大和守様御勤役中

御同人様江御差出ニ相成御吟味中

御転役ニ付、池田播磨守様江御引継相成

当御吟味中御転役ニ付、当

御奉行所様江御引渡相成、當時

御吟味中篤々掛合およひ候処、

次右衛門其外之もの共義、当村秣場之義者

御料ニ而、隣村長瀬村小田谷村

前久保村之内字池田馬場村之内

字石原ヶ谷戸、右四ヶ村入会秣場ニ

孕居候切畠者私領山請者御料ニ而居村より
場所、御年貢上納進退いたし來候ニ付、
私共所持地江往古より木品植附、丹誠を
尽し、追々成木ニ相成候処、村方名主
佐文次義、切畠山受与秣場与之

境筋相改度旨、申聞候ニ付、御料私領

入混居候場所、新規改方迷惑之旨、
申立断、差縛候内、左文次出府之上、境
筋改方地頭所より下知書申請候逆、
申立、差縛候内、左文次出府之上、境

一同呼集、下知書通、境相改候ニ付、

違背無之旨、連印請書可差出旨

嚴敷申聞候得共、左文次一己之

申立ニ而下知書申請候段難心得存

改請候義者迷惑之旨申立断候折柄、

扱人立入申聞候者、扱人并入会村々

一同立会之上、境筋取調候義ニ而

小前之難儀、不相成候様、非分取計

聊不仕候間、改方可レ請旨、申聞候ニ付、

則改受見候処、対談与ハ悉相違致、

素々扱人并入会村々左文次馴合之上、

申合居候義与相見、同人自僅ニ間棹以

境引直し、私共所持地大木之立木迄

秣場江差出、剥大木之立木中央与り

伐採、右伐口江極印いたし、境木与

相記、私共往古より所持地過半秣場江

押出し、多分之地所相挾、右様新规

境引直し、境外之立木私欲可致

素より取巧^{とりたくらみ}二而、既ニ境外ニ相成候立木、

桶職^{きゆうしょく}又者材木渡世之もの共呼集、

直段積り仕候次第、餘り難^{そのいえがたき}レ得^{とれ}其意^{そのいえ}取計^{とりはかりいゆえ}故^{ゆゑ}、

余人を以、掛合^{けあ}ニ及候処、元形^{いんぎや}ニ居置候^{いざわしつかわすべき}者、

多分之金子差出候ハヽ、勘弁^{いたしかわすべき}可^こ致^{いたさ}遣^{けん}一杯^{一杯}、

申聞候義^{三而}、片時も難捨置、惣代^{おもて}与^よして

良助外壱人出府、地頭所江歎願中

同人共を左文次同腹に引入、右秣場之内江

押出候立木を村役人并入会村々江

五分通差出、右立木者私共方江買請、

代金六拾両可差出筈、其余不相当之

取極仕、地頭所江濟口證文差上候義者

全左文次^ニ被相欺、私共持分^与秣場

境^と聯^と相分居候を、私欲之免

右様被取計候而ハ、困窮之小前難行立

必至^ニ難渋至極仕、殊^ニ享保元^{二十七年}申年中

長瀬村・小田谷村^与秣場入会之儀^ニ付

及出入、御裁許被仰渡候御繪図面

御裏書御文言之通、相守り田畠山^{請^も}も

山林^ニ以前之通所持罷有、且^{二十七年}

宝曆二申年中大野佐左衛門様

御支配所之砌り、御出役御改之上、秣場

字海老ヶ坂開畠五分之場所^与も外地所^ニ

見競、多分之余分有之分者、いつ連も

式分通、秣場差出、以来地所紛乱不^レ致様、

睠^{わかり}与^よ境筋を立候筈取極、右体事柄

相分候上者、双方^并引合之もの共おゐても

聊申分無之、且次右衛門・助右衛門・八百吉・

勇助・文次郎・多兵衛・半七・林藏・左文次・

萬右衛門・惣左衛門・清左衛門・政之助・源兵衛義

次右衛門・助右衛門・八百吉・勇助者銘々

所持之地所秣場境改方之儀^ニ付

名主左文次取計を疑惑いたし

村内與右衛門其外之もの共一同惣代^{を以}

始末地頭江申立、吟味中夫々事柄相分^{わかり}、

熟談内済いたし候義を尚又彼是申立、

地頭利解之趣を茂不相弁、銘々重キ

御役人様江御駕籠訴いたし文次郎者

左文次・萬右衛門・惣左衛門・清左衛門・政之助・

源兵衛者銘々役義を茂相勤候身分

村内文次郎外三人所持之地所、右体

切畝步^ニ相成居候義を不存罷有候段

先非後悔いたし、一同地頭江厚相侘、

御吟味下之義、連印書付を以、奉願候処、

次右衛門・助右衛門・八百吉・勇助・文次郎・

多兵衛・半七・林藏・左文次・萬右衛門・

惣左衛門・清左衛門・政之助・源兵衛義

前書始末不埒ニ付、急度も可被

仰付処、御吟味下ヶを以、相願候ニ付御宥免を以

一同御叱り被置、願之通御吟味御下ヶ

被成下候段、被

仰渡、承知奉畏候、仍而御請證文

差上申処如件

酒井内蔵助知行所

武州入間郡大谷木村

百姓 次右衛門 助右衛門 八百吉 與右衛門

幸藏 文次郎 文藏 源左衛門 勇助

多兵衛 曾右衛門 源助

右惣代 勇助 太兵衛 曾右衛門 源助 觀音寺

御奉行所様

右者 本多加賀守様おるて御吟味

中之處、前書之通り御吟味御下ヶ奉ニ願上一□

消し

願上通り、御下ヶ相成候間、依之為「後證」

為「取替」置候処如件

寅八月十三日

(寅ニ安政元年(一八五四))

右 次右衛門 助右衛門 半七

村役人惣代 百姓代 次右衛門

御奉行所

安政三年丙辰三月写之 坂口陳四郎写之

七章、安政三年の歎願書取り下げ

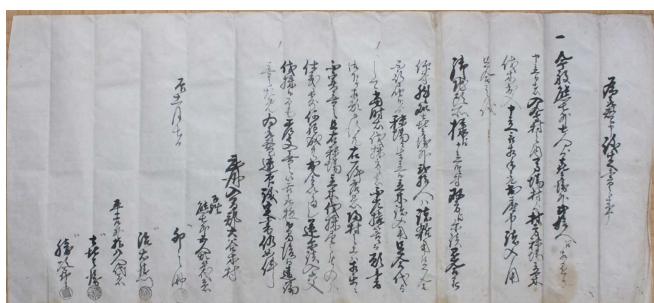
次は安政三年(一八五六)十一月六日付けの歎願書取り下げの

願書である。歎願は大谷木村内に限定した話である。

馬場村の幸右衛門より訴えられた熊七等八人は、村の秣場の立木の伐採は村全体で行っているのに、八人だけ訴えられて費用が掛かり難儀しているとして地頭所へ願い出た。地頭所は八人だけに難儀を掛けるのはよくないから、その他の人達と示談するように指示した。その結果、現在の立木の伐採は熊七等にさせて費用の足しにするようにとの示談がなつたので、先の願いを取り下げたというものである。なお、もともとの訴えられた内容は本多安英加賀守(勘定奉行)のもとで吟味中とあるのみだが、次の「議定書」の中に「入会村之内馬場村より村方秣場立木伐木出入申立被相手取」とあるから、秣場立木伐木の争論で訴えられたことがわかる。「為取替申議定之事」と題する議定書は、「前書之通り書面差上御聞済之上帰村可被仰付候間為後證為取替置申候」に該当するものである。

その概要を次に示す。

今般熊七他七人より喜兵衛他二十人へ関わった申立てのこととは、入会村の馬場村より村の秣場立木伐木の争論で訴えられ、出府中に諸費用の足し(補填)のことは、御地頭所様へ主張したので、双方(熊七側と喜兵衛側)へ示談の相談を命じられた。然る處、喜兵衛外二十人は諸難



安政3年の「為取替申議定之事」(全文、山口家文書)

費の補填は不行届きにより（筆者注、何故なのかは不明）、林場に生立つ立木諸費用の補填代として、現在は伐採が可能で、願書の引き下げは願い右一件落着し、帰村の上は相互に不実無く、右林場立木伐採を望むものは如何程でも出金し、伐採しても差し支えないことと取り決めたので、後日異論のないよう連印議定書を取替す。



安政3年の古文書（部分、山口家文書）

- 27/38 -

伐採候義候ハ、八人江而已難渋相懸ケ置候ハ
不宜候間、いつ連ニも迷惑不相成様示談いたし
可申旨、被仰聞奉畏追々御日延願上、
掛合之上此度被召出候もの共、一図ニ諸雜用

助合相成兼候得共、今般幸右工門与之

出入ハ村為肝要之義ニ付、林場立木
当時生立居候分ハ、熊七外七人ニ而伐採

出入雜用足合ニいたし貰度旨、相頼候ニ付、
今般御召出相成候喜兵衛勝次郎外拾九人ハ、
諸雜用足合不行届候も、願人八人之もの
其節右林場立木伐採候共、一切不差構筈

取極、尤当時立木伐採候後生立候

木品者、先規之通り村一統ニ而伐採可申旨
示談相整、右様示談之上林場立木

当時生立居候分伐採出入雜用足合ニ

可致旨、可被相頼取極候上ハ、宇之助其外之
もの共此上御歎願可奉申上筋無御座

候間、何卒以

御慈悲、御歎願書御下ヶ被成下置度
連印を以奉願上候以上

御知行所

武州入間郡大谷木村

百姓熊七外五人煩ニ付代兼

同卯之助、同治右衛門

本多加賀守様ニおぬて御吟味中之処、素々
村方林場立木伐採方之義ニ付、一村壱對江
相抱候義を、右熊七外七人而已被相手取
諸雜用等ニ同人共差支
難義仕候旨申立

御歎願奉申上候処、熊七外七人江引続去卯
十一月中迄、右林場立木伐採候もの共之内、
夫々御呼之上、素々林場立木ハ村方壱對ニ而

安政二辰年十一月六日

平吉外拾八人代兼

同 喜兵衛、同 勝次郎

御地頭所様 御役所

前書之通り書面差上御聞済之上帰村
可被仰付候間為後證為取替置申候以上

辰十一月七日

為取替申議定之事

一今般熊七外七人ら喜兵衛外式拾人江相懸り
申立候者、入会村之内馬場村ら村方林場立木
伐木出入申立被相手取、出府中諸入用
足合之儀

御地頭所様江申立候ニ付、双方江示談懸合被
仰付、然ル處喜兵衛外式拾人ハ諸雜用足合
不行届候カ林場ニ生立候立木諸入用足合代与
して、當時者伐採方ニ者不差構三而願書

御下ケ相願候得共右一件落着、帰村之上ハ相互
不実無之、且右林場立木伐採望之ものハ、
仕義ニ寄何程成共出金いたし遂、示談入交
伐採候而も差支無之筈取極候間、後日違論
無之ため為取替連印議定書仍如件

武州入間郡大谷木村

百姓熊七外五人煩ニ付代兼

辰十一月七日

同 卯之助 印、同 治右衛門
平吉外拾八人代兼
同 喜兵衛 印、同 勝次郎 印

八章、安政四年の裁定の請書

この請証文は評定所（幕府最高の裁判所）に提出した写しで、大谷木村の治右衛門が写したものである。入会村の訴訟に対する奉行所の裁決が述べられていて、原題は「差上申一札之事」、安政四年（一八五七）四月十三日の日付がある。長さ3m60cmにも及ぶ古文書である。町史にも安政四年の裁定の要約が書かれていて出典は「大谷木村名主保管」とあるので、この古文書とは別のものを見たのではないかと思われる。大事な文書は主だった人にも写されたのだろう。以下町史も参考にして述べる。

訴訟方は入会四ヶ村役人物代で馬場村名主の幸右衛門、小田谷村組頭の宗（惣）兵衛、長瀬村百姓代の重右衛門、それにどういう訳か大谷木村の百姓八人が名を連ねている。相手方は大谷木村の年寄万右衛門、年番名主の金左衛門・惣左衛門・清左衛門などである。

事の起こりは六章で述べた大谷木村名主の左文次が行つた林場の境改めであつたと思われる。六章では和解したようみえるが実際は不満が残つたとみられる。概要は次のようなものである。

大谷木村の者共が林場の境改めについて名主の左文次の処置に疑問をもち、地頭へ出訴した後、



安政4年の古文書（部分、山口家文書）

御奉行所ご吟味になつた一件について、訴訟側（入会村側）は数年来林場へ立入らず、多くの年貢を負担してきたことなど種々難渋したことを申し立て、今回限り林場の立木の伐採を行いたいというのは、ひと通りの理由の無いことではないが、年貢のことは、（略）大谷木村も納めてこなかつたことは無く、また林場の手入が成らず難渋のことは互いのことであり、そのような理由を以つて（入会村が）林場の立木の伐採を行いたいというのは成り立たない。

また、（入会村の）鎌で刈り取れる木品の伐採は新規のこと難しい。既に享保の裁許を受けた時も、入会村々は薪を伐採してはいけないことになっている。享保の裁許絵図をお糺した処、林場の外には木立の模様の記があり、林場内にはその記が無いのは、前々より立木のある場所を残して置き、その余りの分を伐り払うべきとのことは成り立たない。その余りを証拠なく言い争うのは双方とも難しく、この上自然に薪等に成る程に成木の木品に生え立つた木品は少しも残さず早々に遣わし、論所の林場に生え立つた木品は鎌刃の柴木は例外と御裁許の趣を守り、訴訟方村々にては、鎌刃の柴木は例外として（許すが）、薪一切の伐採はいけないと心得て二度と論争しないようとに、仰せ渡された。

そして次のような処罰を承知して請証文を差し出した。

（訴訟方の）宗兵衛・幸右衛門・重右衛門のことは、惣兵衛・幸右衛門は吟味中に要領を得ないことを訴状にして重役方へ駕籠訴し、その上、幸右衛門と重右衛門は推測で、吟味以

最後に写し書きと保管について述べている

前書之通り、本多加賀守様御掛にて御裁許仰せ渡されましたので写し置きます。これに依つて、後の為、証を村役人方にて前書の写しを預かり置く故に退役のときは跡役へ必ず引渡し大目に所持致し、且、治右衛門はその前にも写し取り置き、同様に大目に所持致すべきこと。

原文の解説文を次に示す（レ点句読点ルビ等は筆者）。

差上申一札之事
私共出入再應被為遂御糺明候處、
訴訟方之儀、先達而大谷木村之者共林場
境改方之儀ニ付、名主左文次取計方を
疑惑いたし、地頭江及出訴候後、
御奉行所御吟味相成候一件ニ付、数年来
林場江不立入、多分之御年貢弁納いたす
立木伐採度^{さりとりたきど}之儀者、一通無レ謂義者
無之候得共、御年貢之儀者素^すら小田谷村

前に死亡した大谷木村の幸蔵外一人、論所の林場の立木伐採したこと^{など}と申立てた顛末は不埒なので、幸右衛門・重右衛門は手鎖を仰せ付けられ、宗兵衛はきつと叱り置く。
(相手方の)與右衛門のことは、御吟味中論所の林場へ入ることは奉行所より禁止になつたことを知りながらも入り、猥に林場の立木を伐採したのは不埒に付、きつと叱り置く。

外三ヶ村限相納來候儀ニ而、地元一同
納來候御年貢を御吟味中ニ限、右村々
而已相納大谷木村者不相納与之訛ニ者
無御座、然上者先一件御吟味中、
手入不相成難渋之段相互之儀ニ付、右廉ヲ以
株場之立木伐採度与之儀者、難ニ相立、
且以後鉈鎌与唱候、鎌ヲ以被効取候木
品伐採度与之義も新規之儀ニ付、難相立
相手方之儀も、前々より株場内手遠之
場所ニ者立木有之、既享保度御裁許
請候砌も、入会村々ニ而者薪不可伐採旨
御裁許請候旨申立候共、右裁許絵図
御糺御座候處、却而株場外ニ者木立之
模様記有之、株場内ニ右模様記
無之上者、右申分御信用難被成ニ付、
前々より立木有之場所見計残置、
其餘之分可伐払与之儀者難レ立、其餘
無證拠申争迄之儀者、是又双方共難
被遊御取用候間、此上自然薪等ニ可相成
程成木之木品生立候節者、格別差向、
論所株場ニ生立有之候木品者、聊も
不相残、早々於大谷木村伐払、以來
双方共弥享保度御裁許之趣相守、
訴訟方村々ニ而者、鎌刈柴木者格別
薪一切伐採候儀者、不相成義与相心得、
再論およぶ間鋪段、被仰渡候

- 33/38 -

一宗兵衛幸右衛門重右衛門義、惣兵衛幸右衛門者
御吟味中不取留義ヲ訴状ニ認、重キ
御役人様方江御駕籠訴いたし、其上
幸右衛門者重右衛門一同推量迄ヲ以、御吟味
以前死失いたし候大谷木村幸蔵外
一與右衛門儀、御吟味中論所株場江
手入不相成段、御奉行所より御差留
仰付、宗兵衛者急度御叱被置候
壻人、論所株場之立木伐採候杯申立
始末不埒ニ付、幸右衛門重右衛門者手鎖被
相成候由弁乍龍在、右者全相手之者ニ
限御差留相成候義与心得候逆、猥ニ
株場之立木伐採候始末不埒ニ付、
急度御叱被置候

右被仰渡之趣、一同承知奉畏候、
若相背候ハヽ、重科可被仰付候、仍而
御請證文差上申処如件

訴訟方
仙石播磨守知行
武州入間郡小田谷村
本目万之助知行
同郡前久保村
久貝因幡守知行
同郡長瀬村
三枝宗四郎知行
同郡馬場村

- 34/38 -

安政四年(1857年)四月十三日

小前村役人物代
馬場村名主幸右衛門

為後證村役人方ニ而前書写預置
候儀故退役之砌者跡役江急度
其前ニ而茂写取置同様大切ニ所持
可致事

小田谷村組頭宗兵衛代兼
長瀬村百姓代重右衛門

酒井堺岐守知行

同郡大谷木村

百姓 熊七、次右衛門、半七、多兵衛、
文次郎、源左衛門、源助、祐助
右惣代 次右衛門

相手方

御吟味中被召出候

年寄万右衛門

組頭當時年番名主金左衛門、惣左衛

門、清左衛門

百姓 左文次、政之助

右惣代 万右衛門、惣左衛門

百姓 文藏、和助、良助

百姓 辰三郎親與右衛門

右惣代 良助

長瀬村村役人物代名主武左衛門

御評定所

前書之通本多加賀守様御掛ニ而
御裁許被仰渡候間写置候依之

株場争論は歴史的に見れば、近世村落の成立過程で幕府の取
つた政策とも絡んでいると言われる。いわば林野利用と新田開
発との矛盾した関係にどう対応するかという問題でもあった。
特に新田開発に対する幕府の政策は享保の改革をはさんで変わ
つてくる。それまでの株場の新田開発に伴う争論に対して幕府
は一貫して新開を禁じる政策をとつてきている。そのことは鳩
山や飯能の「裁許絵図裏書」に現れている。しかし、三章の享
保元年の裁許は主に利用権を巡る為か陽にはそのことは現れて
いない。

さて、大谷木村を中心とする株場を巡る争論を簡単にまとめ
たものを表に示すが、概括的に述べれば次のようになる。

一口に株場争論と言つても、その内容は多岐に渡り複雑であ
る。株場の利用権を巡る地元の村と入会村の争い(①⑦)の他
に、地元の林畠化の新開発に対する入会村の反発(②③)、あ
るいは株場の境界を巡つて村内の争い(④⑤)がある。また地
元村の百姓等が入会村側に名を連ねてている場合(⑦)もある。

利害関係が絡んだ結果なのだろうが、今少し詳細に背景を考える必要がありそうだ。

変わったところでは⑥がある。⑥は既述のようにな馬場村の幸右エ門より熊七等八人だけ訴えられ、諸費用が掛かり難儀しているとして地頭所へ願い出たものである。

兎に角、林畠の確保が生じる上で大きな比重があつたことは想像に難くなく、それだけに複雑で争論の理解は一筋縄では行かない。駕籠訴まで行つてゐるのはそのことを現してゐるのではないかと思う。

なお⑦の安政四年の裁定の争論のきっかけを作つた左文次の行動がどうものであつたかは、⑤の安政元年の訴訟取下げの文書の中に述べられてゐることが該当すると思われる。左文和解証文に最初に出てくることは④の弘化二年の和解証文に最初に出てくる。

ので、⑤とともにもつと詳細に検討すれば新たなことがわかるかも知れない、が、筆者の限界でもある。

【謝辞】

古文書の解説には羽村古文書研究会の清水浩先生に多くのことを教えて頂きました。また内野勝裕氏、並びに毛呂山町歴史民俗資料館には史料の拝見でお世話になりました。記してお礼を申し上げます。

参考史料・文献

〔1〕山口満「まぼろしの伝承」(あゆみ33号、平成21年)

〔2〕「毛呂山町史」「鳩山の歴史」「日高市史」「飯能市史」「入間市史」

〔3〕「享保元年裁定大絵図」(毛呂山町歴史民俗資料館蔵)

〔4〕「差上申御證文之事」(個人蔵)

〔5〕山口家文書「差上申済口證文之事(弘化二年)」「乍恐以書付奉願

上候(安政元年)」「乍恐以書付奉願上候」「為取替申議定之事」(以

上は安政三年)、「差上申一札之事(安政四年)」

〔6〕「埼玉県史通史編3 近世1」

〔あゆみ〕第40号、平成28年4月)